

議案第17号

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例および鯖江市税条例の一部改正について

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例および鯖江市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例および鯖江市税条例の一部を改正する条例

(鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年鯖江市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に、同条第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に、同条第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

(鯖江市税条例の一部改正)

第2条 鯖江市税条例(昭和30年鯖江市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第59条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第86条第2項第2号および第129条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第139条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。